

## 国際水準 GAP 指導マニュアル改定案の概要

### 1 青果物 8（リスク管理、食品安全）

#### （1）取組事項

農場の基本情報及びコーデックス規格の HACCP の考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。

#### （2）主な改正点

##### A. 解説（及び図表）

1) 「危害」、「危害要因」及び「リスク」の定義について、注書きを追記。（見出し 1 ページ目 7～10 行目）

##### 【修正理由】

リスク管理を理解するためには、これらの専門用語の定義を正確に理解する必要があるため。

2) HACCP の考え方について明記。（見出し 1 ページ目 11 行～16 行目）

また、食品製造における HACCP に基づく衛生管理の例を追加。（図 1）

##### 【修正理由】

現行版では、HACCP に基づく衛生管理の考え方について記載がないが、国際水準 GAP ガイドラインの記載内容と整合を図るため、HACCP の考え方の概要について明記するとともに、衛生管理の例について図示。

3) 農産物における食品安全確保のためのリスク管理の手順について再整理。

（見出し 2 ページ目 10 行～3 ページ目 13 行目）。また、食品安全分野のリスク管理の手順の例について図示。（図 2）

##### 【修正理由】

この取組の手順は、「リスク管理の手順（①リスク評価、②対策の設定、③対策の見直し）」と「農場のルールの設定」を組み合わせたものである。しかし現行の解説では、全体としての手順がわかりづらいため、読者の理解の一助とするため、「国際水準 GAP ガイドライン解説書」の内容に即して、項目立てと図を追加した。

4) 文末に関係する他の個別の取組事項を追記（番号 27（ほ場や土壌に着目したリスク管理）及び番号 30（使用する水に関するリスク管理））。

##### 【修正理由】

関係する他の個別の取組との対応関係をわかりやすくするため。

5) 図 2（農業における食中毒の防止措置）を追加。

##### 【修正理由】

食品製造における HACCP に対応した、農業の食品安全の考え方を明示するため。

- 6) 図4（リスク検討と農場のルールの設定）について、現行の写真を具体的な事例に差し替え。

【修正理由】

写真が不鮮明で分かりづらいため。

- 7) 図5（蛍光灯カバーによる飛散防止）について、図の見出しと解説の内容を修正。

【修正理由】

見出しと解説をわかりやすく修正。

**B. 具体例と想定される対策**

- 1) 8-1（加熱調理用の農産物であるが生食用の農産物と同水準の対策が取られていた）について、削除。

【修正理由】

- ・「A. 解説」で記載されている過剰な投資（対策）の事例であるが、今回の改定で明記したリスク管理のステップを理解する上で、適切な事例とはいえないため。
- ・加熱調理用の農産物の対策としては、過剰投資となっていないかどうかという問題もあるが、食品安全上のリスクとして、それ以上に重要なのは、加熱調理用の農産物が、生食用として流通、消費されることがないのかどうか、という点である。
- ・これについては、この取組事項の範囲を超える取組も必要である（例えば、青果物11の取引先に適切な情報提供が行われているのかどうか等）

- 2) 生食用レタスの汚染の事例（8-1）及びカット野菜の刃物の混入の事例（8-4）を追記

【修正理由】

現場で起こりやすい事例を明示。

＜民間認証 GAP の基準＞

1 JGAP 青果物 2022

「7 生産工程におけるリスク管理

- 7.1（必須）農産物の理解
- 7.2（必須）工程の明確化
- 7.3（必須）リスク評価の実施
- 7.4（必須）対策・ルールの周知・実施・確認
- 7.5（必須）リスク評価等の見直し」

2 ASIAGAP 青果物 Ver.2.3

- 「1.3.1（必須）食品安全マネジメントシステム（一般要求事項）
- 2.4.4（必須）HACCP ベースのシステムの見直し
- 4.（必須）食品安全における前提条件プログラム
- 5.（必須）生産工程における食品安全に関するリスク管理」

3 GLOBALG.A.P. (総合農場保証規格 SMART、青果物に関する原則と基準、日本語版 6.0)

「FV-19 衛生

FV-Smart 19.01 (上位の義務)

[原則]

農場には、文書化された衛生リスク評価がある。

FV-Smart19.02 (上位の義務)

[原則]

食品安全リスクを最小限に抑えるために、衛生手順を文書化し、実施している。

FV-Smart 21 サイトの管理

FV-Smart 21.01 (上位の義務)

すべての登録サイトについて、文書化されたリスク評価が完了している。

FV-Smart 21.02 (上位の義務)

管理計画に運用の適切性に関するリスク評価で特定したリスクを最小限に抑える戦略を定めており、その計画を策定・実行し、定期的にレビューしている。

## 2 青果物9（リスク管理、労働安全）

### （1）取組事項

農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。

### （2）主な改正点

#### A. 解説（及び図表）

1）（青果物8）食品安全のリスク管理と同様に、労働安全のリスク管理に関する手順を再整理。

また、労働安全分野のリスク管理の手順の例について図示。（図1）

#### 【修正理由】

1（2）2）と同様の理由。

#### B. 具体例と想定される対策

1）番号9-1～9-7について、【想定される対策】をすぐに取り組めるものから順に並び替え。

#### 【修正理由】

GAPの現場での普及を容易とするため、追加費用や作業負担を伴わない取組を優先して記載。

2）図2の写真について、図の「総論的な解説」（注）に代えて、個々の写真の解説を追記。また、「総論的な解説」は、A.解説に移動。

#### 【修正理由】

個々の写真の問題点を具体的に解説することで、現場での理解の一助とする。

（注）「作業ごとに、どのような事故が、どの程度の頻度で発生するか検討し、事故を起こさないための作業手順のルール化、事故が起こっても被害を軽くするための装備等を整えます。」

### <民間認証 GAP の基準>

#### 1 JGAP 青果物 2022 の

##### 「9 労働安全管理および事故発生時の対応

##### 9.2（必須）事故の防止

事故を防ぐために、労働安全の責任者は以下に取り組んでいる。

（1）少なくとも以下の(a)から(g)を含む年1回以上の労働安全に関するリスク評価および事故やけがを防止する対策の文書化

（2）上記（1）で立てた対策の周知および実施（新人の配置および対策の変更時には必ず行うこと）

（3）施設および作業内容に変更があった場合、リスク評価とその対策の見直し

（4）上記（1）のリスク評価と対策および上記（3）の見直しは、有効性を高めるために作業者と共同で実施」

#### 2 ASIAGAP 青果物 Ver.2.3

##### 「14.1（必須）作業者の労働安全」

3 GLOBALG.A.P. (総合農場保証規格 SMART、青果物に関する原則と基準、日本語版 6.0)

「FV-Smart 20 働く人の健康、安全、福祉

FV-Smart 20.01 リスク評価と教育訓練

FV-Smart 20.01.01 (上位の義務)

働く人の健康と安全に関する文書化されたリスク評価がある。

FV-Smart 20.01.02 (上位の義務)

農場には健康と安全の手順がある。

FV-Smart 21 サイトの管理

FV-Smart 21.01 (上位の義務)

すべての登録サイトについて、文書化されたリスク評価が完了している。

FV-Smart 21.02 (上位の義務)

管理計画に運用の適切性に関するリスク評価で特定したリスクを最小限に抑える戦略を定めており、その計画を策定・実行し、定期的にレビューしている。」

### 3 青果物 10（リスク管理、環境保全）

#### （1）取組事項

農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。

#### （2）主な改正点

##### A. 解説（及び図表）

1）環境保全のリスク管理に関する性格や目的についての記載を追記。

##### 【修正理由】

環境保全のリスク管理のポイントを概説するため、この取組を実施する必要性を他の取組（食品安全及び労働安全）と対比させつつ、環境基本法第2条の公害や生物多様性の保全との関係を示しつつ、追記した。

2）（青果物 8）食品安全及び（青果物 9）労働安全のリスク管理と同様に、環境保全のリスク管理に関する手順を再整理し、手順の例を図示（図 1）。

##### 【修正理由】

1（2）2）及び2（2）1）と同様の理由。

3）文末に係する他の個別の取組事項を追記（番号 44（周辺住民等への環境上の配慮と対策の実施）

##### 【修正理由】

関係する他の個別の取組との対応関係をわかりやすくするため。

##### B. 具体例と想定される対策

1）現行の 10-1（水質汚染）及び 10-2（大気汚染、土壌の汚染）に追加して、10-3（燃料漏れによる環境汚染）、10-4（農業機械使用時の騒音、振動）、10-5（堆肥製造、施用による悪臭）及び 10-6（外来雑草による農業への影響と対策）を記載。

##### 【修正理由】

（2）1）の考え方に即して、具体例とその対策を例示。

#### <民間認証 GAP の基準>

##### 1 JGAP 青果物 2022

「13.1（必須）周辺環境への配慮

13.2.1（重要）生物多様性への配慮①

13.2.2（努力）生物多様性への配慮②

##### 2 ASIAGAP 青果物 Ver.2.3」

「21.1（重要）周辺環境への配慮」

##### 3 GLOBALG.A.P.（総合農場保証規格 SMART、青果物に関する原則と基準、日本語版 6.0）

「FV-Smart 22.01.01（下位の義務）

生物多様性の保護と強化を可能にするよう管理している。

FV-Smart 22.01.02 （下位の義務）

生物多様性を保護している。

FV-Smart 20.01.03（推奨事項）

生物多様性を強化している。

FV-Smart 21 サイトの管理

FV-Smart 21.01（上位の義務）

すべての登録サイトについて、文書化されたリスク評価が完了している。

FV-Smart 21.02（上位の義務）

管理計画に運用の適切性に関するリスク評価で特定したリスクを最小限に抑える戦略を定めており、その計画を策定・実行し、定期的にレビューしている。

## 4 青果物 45（経営資源、環境保全）

### （1）取組事項

ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。

### （2）主な改正点

#### A. 解説（及び図表）

1) 記載内容の順番を入れ替え、以下の順番で解説。また、一部、記載を追加して、解説を補強。

「①生物多様性に配慮することの意義（見消1 ページ1～5 行目、②生物多様性の定義及び生物多様性条約の考え方（生物多様性を「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルで考える）（見消1 ページ8～9 行目、③生物多様性に関する現状把握（見消1 ページ10～15 行目）、④鳥獣被害防止対策の実施に関する法的根拠（見消1 ページ16～21 行目）、⑤具体的な手順（見消1 ページ22 行目以降）」

#### 【修正理由】

現行版では、この取組の考え方や手順がわかりづらいため、内容を再整理。

2) 特に、⑤の具体的な手順について、再整理。

ア 自身の農場に被害をもたらす鳥獣の種類の把握

イ 鳥獣の種類に合わせ、鳥獣被害防止対策の3つの柱（①生息環境管理（よせつけない）、②侵入防止対策（まもる）、③個体群管理（とる））を適切に組み合わせること

ウ ③の個体群管理については、鳥獣保護管理法に基づき、必要に応じ許可を得る必要があること

3) 図（写真）に解説を追記した。

#### 【修正理由】

写真のみでは、具体的な対策の内容が不明確であるため。

#### B. 具体例と想定される対策

1) 45-1 の具体例（イノシシによる食害）に、「動物が寄り付かないよう、作物残渣等を適切に処分する」対策を追記。

#### 【修正理由】

対策として、動物を寄せ付けないことが重要であるため。

2) 45-2 については、削除

#### 【修正理由】

毒餌の使用は、日本では一般的ではないため。

#### C. 関係する法令等

1) 生物多様性基本法、鳥獣保護管理法及び特定外来生物法を追記した。

#### 【修正理由】

現行版で引用されている鳥獣被害防止のための特別措置法及び基本的な指針のみの引用では、この取組を理解するためには不十分。「A. 解説」の記載

内容に合わせて、関係法令を追加した。

<民間認証 GAP の基準>

1 JGAP 青果物 2022

「13.2.1（重要）生物多様性への配慮①

（1）農場周辺に生息する鳥獣の把握と、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止  
対策の取り組み」

2 ASIAGAP 青果物 Ver.2.3

対応する取組なし

3 GLOBALG.A.P.（総合農場保証規格 SMART、青果物に関する原則と基準、  
日本語版 6.0）

「FV-Smart 20.01.03（推奨事項）

生物多様性を強化している。

「（基準）」の抜すい

2) 侵略的外来種の回避または防除」

以上